

2.17 クロアチア

2.17.1 概要

人口は 407 万人（2018 年）、面積は 5 万 6,594 平方キロメートルで九州の日本の約 1.5 倍である¹⁹⁰。

三日月形の国土の東部はパンノニア平野とパラパンノニア平野と呼ばれ、北に隣接するスロベニアから流れるサヴァ川とドラヴァ川の沖積土が堆積して穀倉地帯を形成している。西部は山岳地帯となり、高原では放牧がなされる。アドリア海沿岸部では養殖が盛んで日本は主な輸出先である。沿岸北部のイストラ半島は耕作に適さないとされるが、小規模な畑作や養蜂が行われている¹⁹¹。



主要農産物は、穀物（とうもろこし、小麦）、油糧種子、てん菜等である。¹⁹²有機農業が盛んで、主に EU 域外に輸出されている。¹⁹³

1 経営体当たりの平均経営面積は 11.6ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.9%（日本は 1.1%）である¹⁹⁴。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	クロアチア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	610	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	17	2.9	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からクロアチアへの輸出額が約 6 万 US ドルであるのに対し、クロアチアから日本への輸入額は約 5,600 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、発酵酒（ワイン除く）、清涼飲料水であり、クロアチアからの輸入上位品目は魚（フィレ）、魚（冷凍）、製材である。

¹⁹⁰ 外務省「クロアチア共和国基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/croatia/data.html>

¹⁹¹ Britannica「Croatia」<https://www.britannica.com/place/Croatia>

¹⁹² Ornella Mikuš, “Agriculture and Agricultural Policy in Croatia” in Agricultural Policy and European Integration in Southeastern Europe 2014, FAO, p. 95-106.
http://seerural.org/wp-content/uploads/2009/05/FAO-SWG-Book-12-11-2014_Final.pdf

¹⁹³ EIT Food iVZW「Croatia」<https://www.eitfood.eu/in-your-country/country/croatia>

¹⁹⁴ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Croatia」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-hr_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→クロアチア)	輸入 (クロアチア→日本)	日本の収支
総額	52	106	▲54
農林水産物	0.1	56	▲56
農林水産物のシェア	0.1	52.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→クロアチア（単位：百万 US ドル%） 輸入：クロアチア→日本（単位：百万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	3.5	56.2	魚（フィレ）	4,661.3	83.6
発酵酒（ワイン除く）	1.6	25.9	魚（冷凍）	506.5	9.1
清涼飲料水	0.5	8.0	製材	157.9	2.8
パスタ	0.4	5.7	飼料	105.5	1.9
乾燥野菜	0.3	4.3	粗木材	53.2	1.0
総額	6.2	100.0	総額	5,572.8	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、クロアチア語で Chráněné označení původu（CHOP）、地理的表示保護（PGI）は Chráněné zeměpisné označení（CHZO）と呼ぶ。クロアチアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 12 件、PGI 14 件、合計 26 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、チェコに次ぐ第 10 位である。ほかに、スロベニアとの共同登録が 2 件（PDO 油脂、肉製品）ある。品目別にみると、PDO は油・油脂が多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	2
Class 1.2. 肉製品		6
Class 1.3. チーズ	1	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	
Class 1.5. 油、油脂	4	
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	3	1
Class 1.7. 水産物	1	
Class 1.8. その他（スパイス等）		1
Class 2.3. パン、菓子類		3
Class 2.6. 塩	1	
総数	12	14

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.17.2 GI 監視スキーム

クロアチアでは農業省（MP）の農業食品産業局（UPPI）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業省 (Ministarstvo Poljoprivrede : MP) 農業食品産業局(Uprava poljoprivrede i prehrambene industrije : UPPI)	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb	Tel. +385 16106111 Fax. +385 16109201 Website: www.mps.hr

EUIPO (2017)¹⁹⁵

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局としてクロアチア共和国検査院と公表している。検査院は法改正¹⁹⁶により 2019 年 4 月より中央国家機関となり、動植物検疫や食品安全、農業分野も監督する。一方、欧州知的財産庁の報告書によると、GI 市場監視は農業省内の所掌であり、食品は食品品質管理部、ワインやスピリッツは醸造管理部が担当する¹⁹⁷。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
クロアチア共和国検査院 (Državni inspektorat Republike Hrvatske)	Šubičeva 29, 10 000 Zagreb	pisarnica.dirh@dirh.hr

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁹⁸

GI 監視当局（欧州知的財産庁に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業省（MP）食品品質管理部 (Odjel nadzora kakvoće hrane)	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb	Tel. +385 16106111 Fax. +385 16109201 Website: www.mps.hr
農業省（MP）醸造管理部 (Odjel nadzora vinarstva)	同上	同上

EUIPO (2017)

農業省の両部門は、地域ユニットを通じてサプライチェーン全体の監視を実施し、国内外の GI 産品も対象とされる。他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は農業省内の家畜食品安全局（Uprava za veterinarstvo i sigurnost hrane : UVSH）である¹⁹⁹。

¹⁹⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁹⁶ 省庁及び中央国家機関の組織と範囲に関する改正法及び検査院組織に関する政令
<https://dirh.gov.hr/o-drzavnom-inspektoratu-9/9>

¹⁹⁷ 農業省のウェブサイトへ接続できず、省内の監視機能の現状、検査院との関係は確認できなかった。

¹⁹⁸ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹⁹⁹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.17.3 GI 侵害の事例

クロアチアでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、近隣諸国との間で GI 登録が問題になることが多い。

クロアチア対スロベニア「イストラ・ハム」問題

イストラはクロアチアの北西部、アドリア海に突き出た半島で、イタリアやスロベニアにも跨る地域である。クロアチアは2012年同地域で生産されるハム「イストラ・プルシュト（Istarski pršut）」を PDO として登録申請した。しかしスロベニアでも同様のハム（Istrski pršut）が生産されているとしてスロベニアが登録に反対。その後、欧州委員会が仲介して最終的に両国がそれぞれの言語名称で共同申請することとなり、2015年に登録が認められた。

(<https://sloveniatimes.com/slovenia-and-croatia-jointly-protect-istrian-prosciutto/>)

クロアチア対スロベニア「テラン」ワイン問題

テラン（Teran）はアドリア海沿岸北部で栽培されるぶどうの品種で、同じ名前のワインは2009年にスロベニアの PDO として登録されている。しかし、2014年のクロアチアの EU 加盟を機にこの GI 登録が見直されるようになり、2017年、欧州委員会は、スロベニアに接するクロアチアのイストラ地方の生産者であれば当該品種を使ったワインに、「クロアチア・イストラ（Hrvatska Istra）」と表示のうえ「テラン」と名乗っても良いとする例外規則を採択した。

スロベニアは自国の PDO が侵害されるとして同年9月、欧州委員会に例外規定の取り消しを求めた。2019年12月、欧州連合一般裁判所（The General Court of the European Union）にてヒアリングが開始され、2020年9月、裁判所はスロベニアの訴えを退け、例外規則は有効との判断を示している。

(<https://www.thedrinksbusiness.com/2017/07/slovenia-takes-eu-to-court-in-grape-dispute/>
<https://www.total-slovenia-news.com/business/6925-eu-rejects-slovenia-s-complaint-about-croatian-teran-wine>)

2.17.4 対抗手段

農業省に問い合わせや苦情申し立て（upiti.gradjana@mps.hr）をすると監査担当部門に集約され、当該部門から関連する地方局へ情報を展開する。農業省への苦情はすべて Electronic Document Management (EUD)にて管理される。

農業法に基づき、検査官が検査を実施し、書類や証拠品の差し押さえを行い、検査後遅くとも 30 日以内に行政措置を決定する。食品とスピリッツの場合は GI 侵害品の市場からの排除、ワイン、香味付けワインの場合は指定期限内に違反を是正するよう命令する。検査官の判断に異議がある事業者は、農業省に申立てができる。

農業法によると、軽犯罪と判断された場合には、検査官が裁判所に申請して罰金となる。農産物・食品、ワインなど品目別に、法人、法人の責任者、自然人の対象別に罰金が規定されている。

刑法によると、保護名称の不正使用により相当の利益を得た、あるいは損害を与えた場合、3 年以内の禁固が科される。相当の利益・損害とは HRK 60,000 (7,800 ユーロ)以上を指し、これが立証できない場合には上記の軽犯罪としての手続きがなされる。

民事手続きを通じて、GI 権利者は、違反を知ってから 3 年以内であれば違反行為を差し止めるための手続きや損害賠償請求が可能である。民事手続きは、GI 権利者が所在する地域の商業裁判所で審議される。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

クロアチアにおける GI 侵害の窓口は：
クロアチア共和国検査院（Državni inspektorat Republike Hrvatske）
Email: pisarnica.dirh@dirh.hr
あるいは
農業省食品品質管理部（Odjel nadzora kakvoće hrane）
Email: upiti.gradjana@mps.hr

連絡方法

電子メールにて連絡。

保護のしくみ

農業省への通報は、監査担当部門に情報が集約され、当該部門から関連する地方局へ通知される。地方局の検査官が調査を実施し、差し押さえ等の行政措置を執行する。犯罪の重大性に応じて罰金や刑事手続きが進められる。

2.17.5 関連法令

クロアチアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²⁰⁰に基づいている。

GI 根拠法令

- Law of Agriculture (Law No 710503/1152 of 11 March 2015)
- Act on Geographical Indications and Designations of Origin of Products and Services (NN 49/2011)

行政の取り締まりを規定する法律

- Law of Agriculture (Law No 710503/1152 of 11 March 2015)

民事手続きを規定する法律

- Act on Geographical Indications and Designations of Origin of Products and Services (NN 49/2011)

刑事手続きを規定する法律

- Criminal Code (Law No 71-05-03 / 1-11-2 of 26 October 2011)

2.17.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物 (Traditional Speciality Guaranteed : TSG) の登録はない。

食品の品質を認証する国内の制度については、2020 年 2 月、農業省は政令 Ordinance No18/20 を公布して高付加価値な国産食品を認証する Dokazana kvaliteta 制度を開始したところである²⁰¹。

類似の制度としてクロアチア商工会議所 (HGK) は、クロアチア品質 (Hrvatska kvaliteta) やクロアチア国産 (Izorno hrvatsko) ラベル制度を運用してきた²⁰²。HGK の制度は食品に限定したものではないが、これまで 206 製品および 25 サービス、144 社が認定を受けている²⁰³。

²⁰⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁰¹ <https://poljoprivreda.gov.hr/vijesti/pravilnik-o-nacionalnom-sustavu-kvalitete-poljoprivrednih-i-prehrambenih-proizvoda-dokazana-kvaliteta/3852>

²⁰² <https://www.hgk.hr/usluge/znakovi-kvalitete-i-izvornosti>

²⁰³ <https://www.total-croatia-news.com/made-in-croatia/41637-croatian-quality>